

「危険物施設の変更工事に係る完成検査等に関する調査検討会」開催要綱（案）

（目的）

第1条 市町村長等が工事管理を含む保安のための優れた体制を有することが実績からも明らかであると認める事業所（以下「認定事業所」という。）の自主検査結果を活用して、市町村長等が現地に赴かずに完成検査等を実施することができる制度（以下、「認定事業所制度」という。）について、認定事業所における事故発生状況及び市町村長等による立入検査時の指摘事項等の調査・分析を踏まえ、安全の確保を前提に、認定事業所が行う危険物施設の変更工事に係る手続のあり方について検討を行うため、「危険物施設の変更工事に係る完成検査等に関する調査検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

（検討事項）

第2条 検討会は、概ね次の事項について調査検討を行う。

- （1）認定事業所における事故及び立入検査時の指摘事項の詳細な調査・分析に関する事項
- （2）認定事業所における変更工事に係る手続に関する事項
- （3）その他必要な事項

（検討会）

- 第3条 検討会の委員は、学識経験者、消防機関の職員、関係団体を代表する者等のうちから、消防庁危険物保安室長が委嘱する。
- 2 検討会に座長を置き、座長は検討会の委員の互選によってこれを選出する。
 - 3 座長は、検討会を主宰する。また、座長に事故がある時は、座長の指名する者がその職務を代理する。
 - 4 座長及び委員は、必要に応じ、検討会に「オブザーバー」として関係者の出席を依頼し、意見等を求めることができる。
 - 5 検討会は原則公開・公表とするが、特段の理由がある場合には、委員の過半数の賛成で非公開とすることができる。

（任期）

第4条 座長及び委員の任期は、委嘱日から平成24年3月31日までとする。

（庶務）

第5条 検討会の庶務は、消防庁危険物保安室が処理する。

（補則）

- 第6条 この要綱に定めるほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。
- 2 検討会には、検討会委員の代理者の出席を認める。

附則 この要綱は、平成23年8月 日から実施する。